

# 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道  
塚 本 克 彦

## 第2 監査の種類

公の施設の指定管理監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施期間

令和元年9月17日から令和元年10月15日まで

### 2 監査の対象とした団体

対象法人・団体名		所管部課名
指定管理者 (対象施設)	社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会 (みよし市立福祉センター)	福祉部 長寿介護課

### 3 監査の対象とした事項及び範囲

#### (1) 指定管理期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

#### (2) 対象事項

平成25年度(平成26年3月4日締結)に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行

#### (3) 指定管理費

ア 平成27年度	8,349,832 円
イ 平成28年度	7,673,985 円
ウ 平成29年度	7,423,197 円
エ 平成30年度	8,375,375 円

### 4 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理について、団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか、施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明

確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合・確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど、実地調査により監査を実施しました。

#### **第4 監査の結果**

みよし市立福祉センターは、みよし市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的に昭和56年1月20日に設置されました。

監査は、10月15日にみよし市立福祉センターにおいて、午後1時30分より午後3時40分まで、指定管理者の指定の手続きに関する書類、基本協定書、年度協定書、支払関係書類、履行確認書類及び預金通帳等を確認し実施しました。

公の施設の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定書及び年度協定書に従って、概ね適正に処理されているものと認められました。また、協定等に基づく事務の履行は適切に行われていることを確認しました。

今後も、公の施設の管理にあたり、適正な施設管理に十分務めていただきますようお願いいたします。